

「建設業労働災害防止規程」 主な変更点の新旧対照条文の抜粋

建設業労働災害防止規程の変更につきましては、建設の安全9月号（No. 496）で既報のとおり、本年8月1日付けで認可され、10月30日より適用されます。同号で紹介した変更された主な条文を中心に新旧対照表を以下のとおりお示しします。

[注] 条文中の ____ 部分が変更箇所

変更規程条文（抜粋）	旧規程条文（抜粋）
<p>第3章 墜落による危険の防止</p> <p>第1節 通則 (安全带等の使用)</p> <p>第12条 会員は、高さが2m以上の箇所で、次の各号に掲げる作業を行う場合には、防網を張り、作業者に安全带を使用させる等墜落による作業者の危険を防止するための措置を講じなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 会員は、前項において、作業者に安全带を使用させる場合は、<u>ハーネス型の安全带とするよう努めなければならない。</u></p> <p>(架設通路)</p> <p>第18条 会員は、架設通路を設ける場合には、次の各号に掲げるところによらなければならない。</p> <p>(1) 床材は、丈夫な構造で、著しい損傷、変形、腐食等がないものであること。</p> <p>(2) 床は、幅が40cm以上で、かつ、床材間のすき間が3cm以下であること。</p> <p>(3) 手すり等は、次によること。 ア 丈夫な構造とすること。 イ 材料は、<u>たわみが生ずるおそれ、著しい損傷、変形、腐食等がないもの</u>とすること。 ウ 床面からの高さは90cm以上として、高さ35cm以上50cm以下の中さん等を設けること。</p> <p>(4) 必要に応じて、高さ10cm以上の幅木等を設けること。</p> <p>(5) こう配は30度以下とすること。ただし、階段を設けたものについては、この限りでない。</p> <p>(6) こう配が15度を超えるものには、踏さんその他の滑止めを設けること。</p> <p>第3節 足場からの墜落による危険の防止 (足場に設ける手すり等)</p> <p>第24条 会員は、足場に設ける手すり等については、次の各号に掲げるところによらなければならない。</p> <p>(1) 丈夫な構造とすること。</p>	<p>第3章 墜落による危険の防止</p> <p>第1節 通則 (安全带等の使用)</p> <p>第12条 会員は、高さが2m以上の箇所で、次の各号に掲げる作業を行う場合には、防網を張り、作業者に安全带を使用させる等墜落による作業者の危険を防止するための措置を講じなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(架設通路)</p> <p>第18条 会員は、架設通路を設ける場合には、次の各号に掲げるところによらなければならない。</p> <p>(1) 床は、幅が40cm以上で、かつ、床材間のすき間が3cm以下であること。</p> <p>(2) 床材は、強度上の著しい欠点となる変形、腐食等がないものであること。</p> <p>(3) 手すりは、次によること。 ア 丈夫な構造とすること。 イ 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。</p> <p>ウ 床面からの高さは90cm以上として、中さんを設けること。</p> <p>エ 必要に応じて、幅木を設けること。</p> <p>(4) こう配は30度以下とすること。ただし、階段を設けたものについては、この限りでない。</p> <p>(5) こう配が15度を超えるものには、踏さんその他の滑止めを設けること。</p> <p>第3節 足場からの墜落による危険の防止 (足場に設ける手すり等)</p> <p>第24条 会員は、足場に設ける手すり等については、次の各号に掲げるところによらなければならない。</p> <p>(1) 丈夫な構造とすること。</p>

変更規程条文（抜粋）	旧規程条文（抜粋）
<p>(2) 材料は、<u>たわみが生じるおそれ、著しい損傷、変形、腐食等がないもの</u>とすること。</p> <p>(3) 枠組足場（妻面に係る部分を除く。）<u>にあつてはイ又はロを、枠組足場の妻面に係る部分又は枠組足場以外の足場にあつてはハを設けること。</u> イ <u>交さ筋かい及び高さ15cm以上40cm以下のさん若しくは高さ15cm以上の幅木又は同等以上の機能を有する設備</u> ロ 手すり枠 ハ <u>床面からの高さ90cm以上の手すり等及び高さ35cm以上50cm以下の中さん等</u> (点検等)</p> <p>第25条 会員は、<u>足場における作業を行うときは、あらかじめ、点検者を指名し、その者に、その日の作業開始前に、手すり等の状態について点検させ、異常が認められたときは、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。</u></p> <p>2 会員は、前項の点検を行ったときは、その結果を記録するよう努めなければならない。</p> <p>3 会員は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て等の後において、<u>足場における作業開始前に、材料の状態、手すり、幅木等各部材の取り付け状態、脚部の沈下・滑動の状態等を点検し、異常が認められたときは、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。</u></p> <p>4 会員は、前項の点検を行ったときは、<u>点検結果、補修等の措置内容を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。</u> (最大積載荷重等の表示等)</p> <p>第26条 会員は、足場の構造及び材料に応じた作業床の最大積載荷重を表示しなければならない。</p> <p>2 会員は、<u>足場に載せる主な材料等の種類ごとの最大数量を表示するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 会員は、<u>作業床の破損を防止するため、作業床に物を載せる場合には、次の各号に掲げるところによらなければならない。</u> (1) <u>作業床中央付近に荷重を集中させないようにすること。</u></p>	<p>(2) 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。</p> <p>(3) 手すりの床面からの高さは90cm以上として、<u>中さんを設けること（軒の高さ10メートル未満の木造家屋等低層住宅建築工事において当該作業を行う場合を除く。）。</u></p> <p>(4) <u>必要に応じて、幅木を設けること。</u> (点検等)</p> <p>第25条 会員は、<u>足場に設けた作業床、手すり等については、あらかじめ、点検者を指名し、その者に作業床、手すり等の状態について点検させ、異常がある場合には、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。</u></p> <p>(最大積載荷重等の表示等)</p> <p>第26条 会員は、足場の構造及び材料に応じた作業床の最大積載荷重並びにそれに載せる主な材料等の種類ごとの最大数量を表示するとともに、<u>作業床の破損を防止するため、作業床に物を載せる場合には、次の各号に掲げるところによらなければならない。</u> (1) <u>集中荷重にならないようにすること。</u> (2) <u>著しい衝撃を与えないようにすること。</u></p>

変更規程条文 (抜粋)	旧規程条文 (抜粋)
<p>(2) 著しい衝撃を与えないようにすること。 (足場を使用する場合の禁止事項)</p> <p>第27条 会員は、足場を使用する作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。</p> <p>(1) 昇降設備以外の場所からの昇降の禁止</p> <p>(2) 許可された場合以外の足場部材の取り外しの禁止</p> <p>(3) 手すり等から身を乗り出す作業の禁止 (ただし、やむを得ず身を乗り出す必要がある場合は、安全帯等を使用させること。)</p> <p>(移動式足場)</p> <p>第28条 会員は、脚輪を取り付けた移動式足場を使用する場合には、次の各号に掲げた措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 昇降設備、作業床、手すり等を設けること。</p> <p>(2) 手すり等は、次によること。 ア 丈夫な構造とすること。 イ 材料は、たわみの生じるおそれ、著しい損傷、変形、腐食等がないものとする。 ウ 手すりの床面からの高さは90cm以上として、高さ35cm以上50cm以下の中さん等を設けること。</p> <p>(3) 高さ10cm以上の幅木を設けること。</p> <p>(4) 作業者を乗せたまま移動させることを禁止すること。</p> <p>(5) 脚輪のストッパーを掛けること。(移動させる場合を除く)。</p> <p>(6) 最大積載荷重を表示し、最大積載荷重を超えて積載しないこと。</p> <p>(7) その日の作業開始前に、設置した移動式足場の安定性、手すり等の取り付け状態等を点検し、異常が認められたときは、直ちに補修し、又は取り替えること。</p> <p>第6章 車両系建設機械、高所作業車、クレーン、移動式クレーン等による危険の防止</p> <p>第2節 車両系建設機械による危険の防止 (立入禁止又は誘導者の指名等)</p> <p>第71条 会員は、次の各号に掲げる場所において車両系建設機械を用いて作業を行う場合には、あらかじめ囲い、柵等を設けた上で、若しくはロープを張った上で、運転者以外の者の立入禁止を表示すること又は誘導者を指名してその者に当該車両系建設機械を誘導させることのうちいずれかの措置を講じなければならない。</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p>(8) 解体物等が飛来・落下するおそれがある場所</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(足場を使用する場合の禁止事項)</p> <p>第27条 会員は、足場を使用する作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。</p> <p>(1) 昇降設備以外の場所からの昇降の禁止</p> <p>(2) 許可された場合以外の足場の部材の取り外しの禁止</p> <p>(移動式足場)</p> <p>第28条 会員は、脚輪を取り付けた移動式足場を使用する場合には、次の各号に掲げた措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 昇降設備、作業床及び手すりを設けること。</p> <p>(2) 手すりは、次によること。 ア 丈夫な構造とすること。 イ 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。 ウ 床面からの高さは90cm以上として、中さんを設けること。</p> <p>エ 必要に応じて幅木を設けること。</p> <p>(3) 作業者を乗せたまま移動させることを禁止すること。</p> <p>(4) 脚輪のストッパーを掛けること (移動させる場合を除く)。</p> <p>第6章 車両系建設機械、高所作業車、クレーン、移動式クレーン等による危険の防止</p> <p>第2節 車両系建設機械による危険の防止 (立入禁止又は誘導者の指名等)</p> <p>第71条 会員は、次の各号に掲げる場所において車両系建設機械を用いて作業を行う場合には、あらかじめ、囲い、柵等を設けた上で、若しくはロープを張った上で、関係者以外の者の立入禁止を表示すること又は誘導者を指名してその者に当該車両系建設機械を誘導させることのうちいずれかの措置を講じなければならない。</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p>2及び3 (略)</p>

変更規程条文 (抜粋)	旧規程条文 (抜粋)
<p>第8章 型枠支保工、足場等の倒壊等による危険の防止</p> <p>第3節 足場の倒壊による危険の防止 (建設業リフト等の取り付け、出入り口を設ける際の補強)</p> <p>第125条 会員は、足場に建設用リフト又は工事用エレベーターのガイドレール等を取り付ける場合には、あらかじめ、斜材、垂直材、水平材等を用いて足場を補強しなければならない。</p> <p>2 会員は、足場の建地又は建枠の一部を外して出入口を設ける場合には、あらかじめ、出入口上部を斜材、梁枠等で補強し、かつ、出入口の建地又は建枠を足場用鋼管等で補強しなければならない。</p> <p>第5節 飛来・落下による危険の防止 (幅木等)</p> <p>第135条 会員は、材料等が落下するおそれのある箇所には、作業床の端に高さ10cm以上の幅木、メッシュシート又は防網等を設けなければならない。ただし、作業の性質上幅木等を設けることが著しく困難な場合又は臨時に幅木等を取り外す場合において、立入区域を設定したときは、この限りでない。</p> <p>2 会員は、材料等を仮置きする場合は、材料等をロープ掛け、シート掛け等の措置を実施することにより、材料等の飛来・落下を防止しなければならない。</p> <p>(防護柵、防網等)</p> <p>第136条 会員は、材料等が飛来・落下するおそれがある箇所には、次の各号に掲げる事項を満たす防護柵(朝顔)、防網等を設けなければならない。</p> <p>(1) 著しい損傷、変形、腐食等がないこと。</p> <p>(2) 堅固な取り付け状態にあること。</p> <p>(3) 継ぎ目はすき間がないこと。</p> <p>(上下作業)</p> <p>第137条 会員は、落下物防止のための措置が講じられていない場所では、上下作業をさせてはならない。ただし、作業の性質上やむを得ない場合には、作業間の連絡調整を徹底させるとともに、部材、工具等を落下させないように、作業者につり綱、つり袋等を使用させなければならない。</p> <p>第9章 その他の災害防止対策</p> <p>第5節 緊急時の対応 (この節の目的)</p> <p>第150条の2 この節の規定は、地震、津波、集中豪雨等の自然災害に対し、緊急事態対応のための体制等の整備、避難について定めることを</p>	<p>第8章 型枠支保工、足場等の倒壊等による危険の防止</p> <p>第3節 足場の倒壊による危険の防止 (建設業リフト等の取り付けの際の補強)</p> <p>第125条 会員は、足場に建設用リフト又は工事用エレベーターのガイドレール等を取り付ける場合には、あらかじめ、筋かい、水平つなぎ、建地等を用いて足場を補強しなければならない。</p> <p>第5節 飛来・落下による危険の防止 (幅木等)</p> <p>第135条 会員は、材料等が落下するおそれのある箇所には、材料等を置く場合には、作業床の端に幅木を設け、材料等をワイヤロープ等で結束する等の方法により、落下を防止しなければならない。</p> <p>(朝顔、防網等)</p> <p>第136条 会員は、材料等が落下するおそれがある箇所には、次の各号に掲げる事項を満たす朝顔、防網等を設けなければならない。</p> <p>(1) 著しい損傷、腐食等がないこと。</p> <p>(2) 継ぎ目はすき間がないこと。</p> <p>(上下作業)</p> <p>第137条 会員は、やむを得ず、上下作業を行う場合には、作業間の連絡調整を徹底させるとともに、工具等を落下させないように、作業者につり綱、つり袋等を使用させなければならない。</p> <p>第9章 その他の災害防止対策</p>

変更規程条文 (抜粋)	旧規程条文 (抜粋)
<p>目的とする。</p> <p>(自然災害における事前対応の整備)</p> <p>第150条の3 会員は、自然災害発生における緊急時の対応を適切に行うため、事前に緊急対応計画の策定、避難訓練等の体制の整備に努めなければならない。</p> <p>(自然災害における緊急事態発生時の避難)</p> <p>第150条の4 会員は、自然災害における緊急事態発生時には、前条の設定に基づき、全ての作業者を避難させる等の措置を講じることにより作業者の安全を確保しなければならない。</p> <p>第10章 有害物及び有害環境による健康障害の防止</p> <p>第2節 石綿による健康障害の防止</p> <p>(隔離等の措置)</p> <p>第154条 会員は、次の各号に掲げる作業については、それ以外の作業を行う作業場所からの隔離等の措置を講じなければならない。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときはこの限りでない。</p> <p>(1) 壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた建築物等の解体等の作業を行う場合における当該石綿等を除去する作業</p> <p>(2) 壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等が張り付けられた建築物等の解体等の作業を行う場合における当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業(ただし、切断、穿孔、研磨等を伴う作業に限る。)</p> <p>(3) 石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業(囲い込みの作業にあつては、切断、穿孔、研磨等を伴う作業に限る。)</p> <p>2 会員は、前項本文の隔離等の措置については、次の各号に掲げるところによらなければならない。</p> <p>(1) 隔離は、出入口及び集じん・排気装置の排気口を除き、前項各号の作業場所を、プラスチックシートにより密閉し、石綿等粉じんの外部への漏洩を防止すること。</p> <p>(2) 隔離空間は、内部を負圧に保つため、作業に支障がない範囲内において、できる限り小さく設定すること。</p> <p>(3) 隔離空間には、集じん・排気装置を設置し、内部の負圧化を行うこと。</p> <p>(4) 隔離空間への出入口には、前室等を設け、出入口に覆いをつけること。</p> <p>3 会員は、スモークテスター等により石綿粉じんが隔離空間の外部へ漏洩しないよう監視しなければならない。</p>	<p>第10章 有害物及び有害環境による健康障害の防止</p> <p>第2節 石綿による健康障害の防止</p> <p>(隔離)</p> <p>第154条 会員は、次の各号に掲げる作業については、それ以外の作業を行う作業場所から隔離しなければならない。</p> <p>(1) 壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業</p> <p>(2) 石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業であつて切断、穿孔、研磨等を伴う作業</p>

変更規程条文 (抜粋)	旧規程条文 (抜粋)
<p>(保護具等の使用及び管理)</p> <p>第157条 会員は、前条各号の作業を行う場合には、作業者に呼吸用保護具(隔離空間の内部に作業者を従事させるときは、電動ファン付き呼吸用保護具(防護率99.9%以上のものであつて、かつ、フィルタの捕集効率が99.9%以上のもの)又は同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスクに限る。)及び保護衣(隔離空間の内部に作業者を従事させるときは、フード付き保護衣に限る。)又は作業衣を使用させなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(作業の記録)</p> <p>第161条 会員は、石綿等を取り扱う場所において常時作業に従事する作業者について、1月を超えない期間ごとに次の各号に掲げる事項を記録し、これを当該作業者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から40年間保存するものとする。</p> <p>(1) 作業者の氏名</p> <p>(2) 石綿等の取り扱い作業に従事した作業者にあつては、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間</p> <p>(3) 石綿等の取り扱いに伴い石綿の粉じんを飛散する場所における作業(前号の作業を除く。以下この号において「周辺作業」という。)に従事した作業者(以下この号において「周辺作業従事者」という。)にあつては、当該場所において他の作業者が従事した石綿等の取り扱い作業の概要及び当該周辺作業従事者が周辺作業に従事した期間</p> <p>(4) 石綿等の粉じんにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び会員が講じた応急の措置の概要</p> <p>第7節 その他の健康障害の防止</p> <p>(熱中症の防止)</p> <p>第176条 会員は、熱中症を防止するため、WBGT値(暑さ指数)の活用、温湿度等の把握、休憩設備の確保、休憩時間の確保等に努めるとともに、作業者の熱への順化状態、水分・塩分の補給状態等の管理、予防教育の実施に努めなければならない。</p>	<p>(保護具等の使用及び管理)</p> <p>第157条 会員は、前条各号の作業を行う場合には、作業者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(作業の記録)</p> <p>第161条 会員は、石綿等を取り扱う事業場において常時作業に従事する労働者については、1月を超えない期間ごとに次の各号に掲げる事項を記録し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から40年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 労働者の氏名</p> <p>(2) 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間</p> <p>(3) 石綿等の粉じんにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要</p> <p>第7節 その他の健康障害の防止</p> <p>(熱中症の防止)</p> <p>第176条 会員は、熱中症を防止するため、「熱中症の予防について」(平成8年5月21日付け基発第329号)の遵守の徹底に努めなければならない。</p>